

会 議 記 録

会 議 名 称		第4回杉並区ジェンダー平等に関する審議会
日 時		令和7年4月25日（金）午後6時～8時30分
場 所		杉並区役所第4会議室（中棟6階）
出席者	委員名	村松会長、高見副会長、赤池委員、藤岡委員、岩橋委員、櫻井委員、三戸委員、岩田委員、山田委員、横山委員
	事務局	区民生活部長、区民生活部男女共同参画担当課長、保健福祉部計画調整担当課長（保健福祉部管理課長兼務）、子ども家庭部管理課長、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係
欠席者		なし
傍聴者数		9名
配付資料等		資料1 杉並区ジェンダー平等に関する審議会 委員名簿（裏面：席次表） 資料2 杉並区ジェンダー平等に関する審議会 事務局名簿 資料3 本審議会における「ジェンダー平等」の定義について 資料4 「ジェンダー視点の主流化」の定義について 資料5 審議会のこれまでの議論のイメージ（第1回～第3回） 資料6 東京都・特別区の男女共同参画条例に関する資料 参考資料1 男女別統計（ジェンダー統計）に関する杉並区資料 冊子資料1 杉並区男女共同参画行動計画 冊子資料2 男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書（概要版） 冊子資料3 杉並区男女共同参画行動計画 進捗状況調査報告書（令和5年度実績）
会議次第		1 開会 2 審議会運営の確認 3 議題及び報告事項等 （1）事務局資料説明 （2）情報提供①「杉並の女性運動のあゆみ」（岩橋委員） 情報提供②「戦後からの杉並の女性の学習」（赤池委員） 情報提供③「杉並区パートナーシップ制度の現状と課題」（事務局） （3）「未来像」「課題」「方策」の検討 4 その他 第5回開催候補日 令和7年5月30日（金）午後6時～
区民生活部男女共同参画担当課長		それでは、定刻になりました。会長、始めていただいてよろしいでしょうか。
村松会長		分かりました。
区民生活部男女共同参画担当課長		よろしくお願いいたします。
村松会長		定刻を少し回りましたけれども、これより第4回杉並区ジェンダー平等に関する審議会を開会させていただきます。全8回を予定しております審議会の4回目ということで、前半の最終回になります。本日はこれまでの3回の会議の成果を踏まえて、ジェンダー平等の定義について、また諮問されている区の未来像、課題、方策についてもより具体的な議論を進めたいところです。後半に答申を作成する時間をしっかり取るためにも、この4回から5回に向けては骨子となる要素についてある程度固めていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

	げます。 では、これから次第に沿って進めます。まず事務局から「審議会運営の確認」についてお願いいたします。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございます。事務局から「審議会運営の確認」について申し上げます。 まず、定足数についてです。本日は7名の方に会場、3名の方にオンラインで計10名の委員の皆様にご参加いただいております。過半数以上のご出席を頂いておりますので、審議会条例第5条第2項により本日の審議会が成立していることをご報告させていただきます。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を順次ご確認ください。まず1番目、通番はございませんが「本日の次第」がございます。続きまして、資料1「委員名簿」でございます。資料1は裏面に席次表がございます。資料2は「事務局名簿」でございます。資料3はA3の大きさになりますが、「本審議会における『ジェンダー平等』の定義について」という資料がございます。資料4「『ジェンダー視点の主流化』の定義について」という資料がございます。資料5「審議会のこれまでの議論のイメージ(第1回～第3回)」という資料がございます。資料6「東京都・特別区の男女共同参画条例に関する資料」です。こちらまでが本日の資料です。 参考資料が1点ございます。委員にはお配りしておりますが、こちらは「男女別統計(ジェンダー統計)に関する杉並区資料」です。なお、参考資料は傍聴人の方に配付はございません。 冊子資料として本日もご持参をお願いしておりますのが、1「杉並区男女共同参画行動計画」、2「男女共同参画に関する意識と生活実態調査(概要版)」、3「杉並区男女共同参画行動計画 進捗状況報告書(令和5年度実績)」の3点です。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。 また、本日事務局として保健福祉部から1名、子ども家庭部から1名が参加しております。なお、本年4月の人事異動により、新たに2名の職員が事務局として参加しておりますので、ここで一言ご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。
保健福祉部計画調整担当課長	4月から保健福祉部計画調整担当課長を拝命いたしました土田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
子ども家庭部管理課長	4月から子ども家庭部管理課長を拝命しました倉島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
区民生活部男女共同参画担当課長	引き続き、本審議会は公開で行っております。本日も記録のための録音をさせていただきます。 事務局からは以上となります。
村松会長	そうしましたら、ここで撮影に関して皆様にお諮りいたします。今日も大変大勢の方が傍聴に見えていらっしゃるようですが、そのうちの1名の方から記録を目的とした撮影の申請が出ております。撮影に当たっては傍聴席より会場全景を撮影いただき、個人識別ができないように撮影することをお願いしており、この申請についての許可は本日出席している委員の過半数の挙手をもって決定することになります。可否同数の場合は会長が決定するところとなります。 では、本日の審議会の撮影を許可してよろしいかどうかお諮りします。いかがでしょうか。賛成の方の挙手をお願いいたします。 カウントいいですか。過半数ということで、撮影を許可したいと思います。先ほど申し上げたとおり、傍聴人の方は傍聴席より会場全景を撮影いただき、個人識別ができないようお願いいたします。私がおやめくださいと申し上げたら、撮影を中止してください。では、どうぞ。撮影のことはそれで結構です。 では、次第3「議題及び報告事項等」に移ります。本日は事務局からの資料説明後に情報提供が3件、その後に「『未来像』『課題』『方策』の検討」となります。では、事務局からご説明をお願いいたします。

区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございます。それでは、事務局からは会議次第に記載の資料3から参考資料1までのご説明をさせていただきます。 資料3「本審議会における『ジェンダー平等』の定義について」をお手元に御覧ください。こちらは資料にございますように、前回会長からお示しいただいた第1案。それに対してその場で皆様、委員の方のご意見を反映した第2案。この間、さらに第2案に対して委員の皆様にもご意見をお伺いいたしました。複数の委員から複数の案を第3案としてまとめて、下に6点列記しております。それぞれですが、第2案を骨子としながら、例えば「平等」や「意思決定への関与」、また「責任」の捉え方などに相違点がある案を頂いております。第3案各案の第2案との違いについては、情報提供終了後に議論の中でこの資料に触れていただく際に、必要があれば私のほうで簡単にご説明をさせていただきたいと考えております。資料3については以上となります。 資料4「『ジェンダー視点の主流化』の定義について」につきましては、前回会長からお示しいただいた内容を、資料として皆様にお届けしたものです。「ジェンダー視点の主流化」の考え方は、この審議会においても今後1つの大きな鍵となると考えておりますので、改めてこの文言については皆様にご確認いただきたいと考えております。資料4については以上です。 続きまして、資料5を御覧いただけますでしょうか。こちらは事務局が作成したものでございますが、第1回から第3回の会議録の皆様のご意見を基に、区の実情の枠組や取り上げるべき課題について、頂いたご意見を分かりやすいようにまとめた事務局案でございます。こちらは、区役所の取組としてお話が多く出ているものを、まとめた形になっておりますが、もちろんこの取組以外にも地域社会としては区民や、また事業者・教育分野など多様な関わりがあると考えております。それらの関わりについては、今後その辺りの議論が深まってきたところでこの図に加えていくなど、議論の進捗をこういったイメージで可視化して共有することで、皆様の現状の確認や方向性のご検討にお役立ていただければと考えております。もちろん、この図自体が皆様の認識と、ここは違うなという部分もあるかと思っておりますので、またそれも議論の中でご指摘いただきながらブラッシュアップしていければと考えております。詳細のご説明はまた議論の中でこの資料に触れた際にさせていただきますと思います。 この資料5について、この段階で簡単に3点だけご説明させていただきます。この図の左の中ほどに「第一フェーズとして急がれる課題と領域」と書いてありますが、これは事務局の整理としてジェンダー平等の実現に向けては非常に多くの課題がある中で、全てが解消するにはまだ多くの時間がかかるものかと思っておりますが、その中でも区民のために急いで取り組むべき課題とは何かをまず見ていくという考え方で整理させていただいたものです。 そして、この領域が5つございますが、上から下まで貫く矢印に「固定的性別役割分担意識」と「性の多様性」とございますけれども、この2つについてはどの領域にも通底する問題だなという理解が事務局にございまして、それをこのような形で矢印で表現させていただいております。また、ご意見を頂きたいと思っております。 そして3つ目としては、この図の右側に「男女平等推進センター」と「ジェンダー平等に関する条例」という記載を加えておりますが、これも委員の皆様のご意見をこの段階で反映したものです。男女平等推進センターについては区のジェンダー平等の推進機関として、条例は区の実情の持続性・連続性を確保する基盤である根拠として機能する役割として、事務局のほうで置いたものでございます。これは事実化されたものではなく、皆様のご意見の議論や内容の可視化を今の段階で試みたものでございますので、あくまでも1つの捉え方ということでご意見を頂戴できればと考えているものでございます。 長くなって申し訳ございませんでした。 資料を続けます。資料6「東京都・特別区の男女共同参画条例に関する資料」につきましては、前回は条例を制定する特別区についてタイトルを一覧にした1枚の資料としてお示ししましたが、それをさらに個別の条例について理解を深められる
------------------------	---

	ように、「前文」と「基本理念」と「各章の構成」を抜き出して事務局で作成した資料でございます。参考として御覧いただきたいと思います。内容としては東京都条例の形に倣いながら、区によって課題や目指す姿について異なっている内容が御覧いただけるかと思います。今後未来像、課題、方策のご検討に対しての検討材料、また議論にもご活用いただければと考えております。 最後に、参考資料という形で「男女別統計（ジェンダー統計）に関する杉並区資料」というものをおつけしましたが、これは男女共同参画行動計画進捗状況報告書の末尾についている参考資料でございます。これまで櫻井委員から、今後の議論に当たりましては統計が非常に重要になるというご指摘も重ねていただいております。今後区の課題を絞っていったりする過程の中では、事務局からも課題に対する杉並区のデータのようなものを、ご要望いただいく中でお示ししていく必要があると思いますが、現状資料の一部としてこういったものがありますということをご参考までにおつけしている次第です。 資料のご説明は以上となりますが、この後議題3の2「情報提供」に移る前に、資料のご提供に関して1点ご説明がございます。本日10分の情報提供が3件ございますが、資料を投映する2件については、本日は後ろにもスクリーンを設けております。傍聴者の方には参考資料の配付はございません。投映資料を用いない1件については、傍聴者の方にも入場時に資料をお配りしておりますが、この資料につきましては資料に記載もございましたようにご退出時に机の上に置いていただきますようお願いしております。 事務局からは以上となります。
村松会長	ありがとうございます。いろいろ情報を整理していただき、ご提供いただきありがとうございます。ありがとうございました。 では、続きまして3件の情報提供を行いたいと思います。杉並区は以前より市民活動、とりわけ女性による社会活動や学習が盛んな地域です。私も区民としてそのことをすごく実感しているのですけれども、答申においてもこのような地域社会の特性に触れることで杉並区らしさが出ると思いますので、杉並区民以外の委員の方にもこの機会にぜひ一層理解を深めていただきたいと存じます。その後は事務局から「パートナーシップ制度の現状と課題」です。1件当たり10分をお願いしております。よろしいでしょうか。岩橋さん、いいですか。
区民生活部男女共同参画担当課長	その前に事務局から。先ほど委員にもお願いしましたが、本日は議題を多く挙げてございますので、10分間の時間管理をお願いいたします。過ぎた場合も事務局からお声をかけさせていただく場合もありますので、よろしくお願いいたします。以上です。
村松会長	では、10分ということでよろしくお願いいたします。
岩橋委員	では、始めていいですか。 私のテーマとしては「杉並の女性運動の歩み」ということで、今まで思い出すままにべらべらしゃべっていたのを10分でどうやってと思って、何か書いたものが、まとまったものがないかなと思いましたが、「すぎなみの女性」という冊子を、毎年男女平等推進センターで作ってくださっていたものがあります。 この1998年の「すぎなみの女性」の中に、今日お配りしているものですが、住民サミットというものを行いました。これは、こんなチラシも作ったのですが、21世紀は男女共同参画社会、住民サミット、10月3日、男女平等推進センターゆうホールで行いました。これはどういうものかといいますと、ここに書いてあるように杉並区男女共同参画都市宣言、それから男女平等推進センター開館1周年記念事業ということで行ったものです。パネルディスカッションですので、パネラーとしては乾晴美さんという徳島の方。徳島で、これを説明すると時間がかかってしまうのでごめんなさいですが、選択的夫婦別姓を進める徳島県民の会という活動をなさっていて、どこで知り合ったかという、杉並女性団体連絡会でNWE Cの夏の研修に参加したときに乾さんがワークショップをなさっていて、そこで出会

いました。下の小山内さんという青森市女性政策推進協議会の方も、やはりそうやって私たちがたまたま出会った方です。その方たちを招いて、ちょうどこの男女共同参画都市宣言を記念して都市宣言をした首長サミットというのがこの頃ありまして、それにぶつけて私たちは住民サミットをしようではないかということで実現したものです。

その中で私が杉並のことにに関して発言しているものが、我ながらこのときはちゃんとまとまったことを言えていたというので、それをそのまま読み上げさせていただきます。このパネルディスカッションの3ページ目の下のほうで、それぞれに自己紹介していただいた後で私が、ページ数としては16ページになりますが、一番下のところに岩橋と書いてあります。「わがまちの男女共同参画と都市宣言の意義」というテーマに沿って杉女連を紹介します。杉女連の前身の杉並婦人団体連絡会が区政に女性の参画をという声で79年に発足し、その当時は婦団連と呼んでいました。「翌年から各種委員会、審議会に委員を推薦しています。こうした動きの要因として、区長公選制、」それまでは公選制ではなかったという時代があったのです。「国連婦人の十年、女子差別撤廃条約の採択などが上げられると思います。同時に、暮らしの問題が一気に噴き出してきた時代でもあります。杉並でも東京ごみ戦争、光化学スモッグ事件がありました。」この1つ1つについても話せば長いことになってしまいますが、そういう時代背景です。

「さまざまな公害問題やオイルショックなど暮らしを脅やかす問題の発生に取り組んでいくと、もう家の中だけではやってられない、外へ出ていかなきゃとなりました。こういう中で課題別のグループができましたが、これを横断的に支えたのが公民館講座でした。企画を住民がするもので、自分たちの問題を講座に取り組んでいく過程で杉女連の担い手たちが育っていきました。ビデオにあった」というのは、「すぎなみの女性」というビデオもこの頃作ったのです。「杉並・老後を良くする会」とか、「杉並区消費者の会」のメンバーの方たちがそれぞれお話をしてくださっているのですが、『杉並・老後を良くする会』のように運動が仕事に発展して区の特別養護老人ホームの運営を委託されるようになったり、『杉並区消費者の会』のメンバーが区のリサイクル協会の理事長を任されるなど参画を果たしていったのです。

杉女連では定例会を隔月に開き、審議会等に出ている委員が報告し、情報を共有しています」この頃はいろいろな審議会に委員を出していました。「共有した情報をもとに区の女性関係推進会議幹事会、区議会議員との懇談会を実施してきました。ちなみに杉並の女性議員は52名中7名です」。今は半数ですね。「杉並でも区からの分担金を受けてリーダー養成研修をやっています」。この頃はかなりまとまったお金を頂いて研修に行き、あちこちの女性団体と交流していました。「宿泊研修や日帰り研修、講座を企画し、他都市の女性団体と交流してきました。

行動計画策定の時は、提案のための『男女共生社会をすすめる杉並の会』をつくり、区の女性関連施策懇談会にも杉女連から2名の委員を、男女平等推進センター建設協議会には4名の委員を推薦しました。97年のセンター開館記念事業は区と共催でしたが、この時、金平さんから男女共同参画都市宣言を提案され、要望書を出したらなんと、12月に宣言されてしまった。この3年のうちに行動計画とセンターと宣言がワッと揃ってしまったということで、これからどうしようかというところだ」という、とても明るい時代でした。

そして、その次に私がしゃべっているのは、会場の方からのご質問がありまして、18ページになりますが、「異論の中から学び合う」という見出しがついているところです。府中の方から、府中市は女性センターが出来て3年目で、団体連絡会ではなくて全部個人です。杉女連で女性問題に関わる団体は幾つありますか。私たちは審議会に送り込むこともなく、市内で活動する団体も行政と1対1で話し合う時間もつけていません。連絡会を作ろうという過程です。団体組織化のサジェスションを頂きたいと思います。もう1つは、すばらしい住民サミットなのに杉並の一般の方の参加が少ないですねと言われてしまいました。女性の問題を深く学ぶほど、一般の人たちと隔たってしまうように思います。分からなくていいのよではなくて、一緒に意識の啓発をしていきたいといつも考えていますというご意見に対しまして、

	私が、杉女連の中で『女性問題』とはっきり掲げた会としては、女性史の勉強会」これは「すぎなみの女性」という形で、やはり区で発行していただいた本にまとまりました。それから「働く女たちの会、婚外子差別問題にとりくむ会などがあります。杉女連としては、『私たちが抱えている問題は即、女性の問題である』ということで、老後や暮らしの問題にとりくんできましたが、90年代に入って、改めて女性問題の視点から見直すようになってきています。暮らしの問題から入った活動は、主婦としての意識や生活と、理念としては離れていない」自分たちの家庭、家族を守るところから出発している運動なのですが、活動がだんだん大きく発展すると、若い人たちをどうやって入れていくかが問題になりました。 今10代、20代の人に向かって、あなたは学校を卒業して、それから結婚して、PTA活動をして、それから住民運動をやって私たちのようにやりなさいというこれまでの形にはなりません。若い人に仕事として保障するとか、女性の労働の在り方として捉えなければならないと思います。「自分たちのやり方と違う形で、世代をつないでいかなければならない」というところで、女性問題が出てきているように、私は感じています。杉女連の先輩は、家から地域の活動になっていったんですが、私たちの世代では、熱心に地域の活動をする中から『議員になる』という選択をする人が何人も出てきたという状況です」。もちろん大きな政党の中から女性の議員さんは何人もいたのですが、住民運動の中から、では議員としてやっていこうというのがちょうど私たちの世代からだったと感じています。 いろいろ会場からもご意見があつたりしたのですが、直接関係ないのですが、この会場に乾晴美さんが徳島で体育の先生をなさっていたときの学生さんがいらして、「先生、お久しぶりです」という話がありました。 それから、一番最後にまた岩橋が言っているところは、「杉女連の課題として男女共同参画社会をめざす行動計画の見直しに力を入れていきたい」と思います。また、日本各地の女性団体、海外とも交流したい」と思います。これはちょうど杉並区がソウル市の瑞草区とオーストラリアのウィロビー市との国際交流都市になった、その頃の話なのです。「勉強会、各種審議会への推薦を続け情報を共有していくこと、ネットワークをもっと広げることもやっていきたい」と思います。男女平等推進センターのホールでやりましたので、「このセンターを私たち自身がもっと使いやすいものにしていって、使いこなしていくことも私たちの課題でしょう」というところでまとめました。 最後にコーディネーターの天野先生が、3人の方のまとめを1つだけにまとめるとすれば、『都市宣言をしたことのメリットは大きい。しかし、それは始まりであり、これからだ』ということだとまとめてくださいました。 ちょうど半です。
村松会長	ありがとうございました。今の私たちの関わりにもつながるような話が、当時からやはり出ていたのだなということを改めて伺いました。杉並区の歴史については、この後赤池さんからその後の話を。赤池さん、お願いいたします。「戦後の杉並の女性の学習」ということで、やはり10分をお願いします。
赤池委員	今、岩橋さんがお話くださった内容と一部重複しますが、私は学習というところに焦点を当てて、岩橋さんがお話しにならなかったところ、戦後から2000年代後半のことも含めてお伝えしたいと思います。 では、始めたいと思います。戦後からの杉並の女性の学習につきまして、学習という少し堅い感じがするかもしれませんが、岩橋さんのお話にもあったように運動の基盤に学習があった。そしてそれが杉並では非常に活発に行われていた。これは誇るべき事実です。そもそも私は現在もジェンダーと社会教育に関する研究活動を少々続けていまして、昨年度所属する学会と杉並区立男女平等推進センターの委託の講座で、杉並のPTAの半世紀に関する報告を2回行いました。そこで杉並の女性たちがPTAを足がかりに学び合い、活動、運動を展開し、住民自治の担い手となる実践の一端を見いだしていました。また私自身も保護者として10年PTAに携わり、「なみすく」でも保護者の関心の高い話題として逐時情報発信してきまし

た。ほかにも関連領域である社会教育、図書館、CSなど親の学びにつながる話題も同誌で特集し、「なみすく」というのは今、私が編集長を務めている、小学校で配布している情報誌です。それらは社会教育と関係しています。かつ、16年間講座を企画、運営してきた当事者でもあります。

では以下、男女平等推進センターに連なる杉並の女性の学習について、その歴史を駆け足で振り返ります。まずは、1953年からの杉並区立公民館での学習です。先ほどもあった、水爆禁止署名運動というのが有名で皆さんご存じかと思いますが、公民館での学習を起点に運動が出発しました。初代図書館・公民館館長の安井郁と妻の安井田鶴子で、お二人とも桃井第二小学校PTAの特別顧問と役員でしたが、その小学校のPTAの母親らで構成する読書会、「杉の子会」が組織され、学習が始まります。それからほどなくして水爆実験が行われたことで、後に全国展開する運動につながりました。安井は当時から、社会を認識するには女性も社会科学の勉強が必要と言い、学習によって、社会が主体的な関わりで変わり得るものであると。そこで学んだ女性たち一人ひとりが物の見方を深め、力と自信をつけていきました。当時、署名集めの主力は昼間働ける専業主婦で、PTAでの署名活動も活発化します。母親が自分の意見を述べられない時代が続いた当時、PTAは民主主義を学び実践する場となり、そこでの学習が運動につながり女性たちは自己変容していったのです。

1954年には、杉女連さんの原点ともいえる杉並婦人団体協議会が安井の呼びかけで結成されます。また、当初から女性会長というPTAも少数ながら存在していました。1960年には杉並区の予算で婦人学級が開設されます。同時に社会教育主事が誕生します。社会教育主事とは大人の学習を組織する専門職で、学習者や社会教育団体に命令、監督ではなく指導、助言し、市民の自発的な活動を後押しします。社会教育というのは戦後、戦前・戦中を反省し民主主義を広めるために、公民の担い手となる学習活動を公民館を起点に広げていった、文部省行政などで行われ、現在ももちろんあります。社会教育に関しては2021年の「なみすく」冬号で紹介し、それが投影資料に出ているものです。過去に発行したものです。

1960年から70年代は学校の施設整備、清掃工場や高速道路の建設反対、小学校新設、高校増設運動などが起こり、PTAの母親の有志が主体的に関わりました。活動に参加したきっかけはPTAであったことが多くの文献に示されます。その一人で、1967年に杉並区立小学校PTA連合協議会初の女性会長になった石崎暎子は、課題ごとに考える会、これはさつき岩橋さんもおっしゃっていましたが、を立ち上げ、重層的に展開しネットワークを形成。それで、後には国連軍縮特別総会に参加するなど国際的にも活躍したリーダーです。PTA育ちの石崎も「学習を起点につながった当時の仲間はかけがえのない財産」と述べ、その仲間たちとともに後年まで女性の学習を支え、住民自治に積極的に関わります。当時多数立ち上がった女性の自主グループや学習会、すなわち社会教育団体が一層発展し地域を動かす存在となっていきました。戦後から家庭教育振興がなされ、性別役割分業が推進された時代背景がありながら、PTAを基盤に活動の主体として育った女性たちがいたのです。

1981年度には社会教育費の婦人関係事業に多額の予算がつき、1980年代に杉並でも婦人教育行政が活発だったようです。69年に創刊した区内の婦人団体、グループの情報交換や交流のための「婦人だより」は、87年に創刊50号を迎えるのですが、その編集、発行作業を団体の女性たちが担い、一連の活動自体が学習であったということでした。それらの団体や小グループはそれまで成人教育の場をPTAで、学校の中でやってきたが、これからは自分を高めていくためにほかの場にこれを求めている女性たちの、PTA卒業後の活動の場にもなっていて、それを行政がバックアップしていたということもあります。

同だよりでは女性という属性であることで直面する様々な問題である婦人問題、これはさつき岩橋さんは女性問題とおっしゃいましたが、当時は婦人問題、戦後婦人問題と呼ばれてきました、について多数言及され、それをテーマとした講座が開設され、施策としても展開されます。ただ、88年に公民館が閉館します

が、89年に婦人会館としての機能も備え相談事業を行う社会教育センター、セッション杉並が開館します。同時に社会教育員が設置され、さきに述べた石崎が就任したほか、各種審議会や協議会委員に女性が多数就いていました。公民館講座から引き続き、託児つきの区民企画講座が実施され、女性問題解決に向けての学習活動の推進施策として位置づきます。一方で男性の自立講座、男性セミナーも同時期に開講されていました。

91年には婦人から女性へ名称変更、93年に所管が教育委員会から区庁部局へ移ります。そして、97年に区立男女平等推進センターが開設され、99年に国の男女共同参画社会基本法が成立します。その背景に、さっき岩橋さんがおっしゃったように女性たちの活躍があったことは言うまでもありません。戦後から社会問題に開眼した女性たちは、仲間と関係を作り、学び合いながら課題解決に向け活動を広げていきました。他方、89年の1.57ショックで少子化が問題化する時代に突入します。子育て支援が登場し、エンゼルプランなどが打ち出されます。2000年に介護保険制度開始、2001年に内閣府男女共同参画局設置、DV防止法、児童虐待防止法も施行されます。

ただ、杉並では2002年に杉並区自治基本条例が制定されます。同条例は住民の参画によって実現したといえます。前文に、「自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細やかな区政を行う責務がある」と同時に、「区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りをもって区政に参画し、協働する『自治のまち』を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する」とあり、協働の文化を明言したといえるでしょう。なお、少なくとも2004年までは女性問題啓発講座は男女平等推進センターで行われ、区民企画講座も実施され、現在も引き続き、当団体は2012年以降委託を受けてきました。ただ、現在までの流れについては検討の時間がなく、今後の課題とします。

他方、2000年代以降、学校と地域の連携が国の政策として掲げられ、杉並区では2006年に学校支援本部が発足し、2010年に全校配置、一部の母親たちのPTA後の活動の場にもなります。また子育て支援が浸透していき、2007年には杉並子育て応援券が開始され、子育て応援事業者となる子育て世代も増えます。同時期に、当時の子育て支援課による「すぎなみ子育てサイト」の制作の一部を区民が担う、母親による情報コンテンツ「すぎラボ」が始動し、私も参画していた当時、育休中の母親が複数参加し、編集、デザインのプロ、自営業者もいました。また子育て中の母親たちによる「はじめての保育園 in 杉並」が開催されるなど、男女平等推進センター外で活動する子育て当事者団体が増えたのではないのでしょうか。なお、保育園不足が深刻化していた時代でもあり、2013年の保育園一揆に端を発し、2016年には「保育園落ちた、日本死ね」が国会でも取り上げられ、区内でも保育園が増えます。またここ数年は母親の女性の就労率が一段と上昇し、PTA活動が難航しているのです。しかし、その背景にはこの30年の経済の低迷があるのではと考えます。

99年に労働者派遣法の改正で非正規雇用が増大し、正規、非正規と男女の賃金格差は現在に連続します。この間保護者、母親は学習の主体から子育て支援を受けて力なき者に位置づけられてきました。そのまなざしや環境の変化が学ぶ機会を奪い、親の育ちを阻害してきたのではないかという仮説を持っています。バブル世代とは異なり、就職氷河期を経験した世代は経済的な余裕もなく、ボランティアをしたくてもできない困難な層が広がり、成り立ちにくい時代になったとはいえないのでしょうか。ただ、学校教育でも「主体的・対話的で深い学び」が求められる現代、社会教育の在り方を基盤とした学習環境を整えていくことも必要なのでは、と思います。なお本日、女性というくくりでお話ししましたが、多様性を踏まえた学びも当然、今後の課題であります。

すみません。グラフをいっぱい資料に貼りつけておいたのですが、これが共働き世帯数の推移。これが実質の平均給与の推移で1997年ごろをピークに減り、2009年以降、さらに減少。これは労働政策研究・研修機構さんのところのデータで、「性別年齢階級による賃金カーブ」の年代が1976年と95年、2023年を比較して、23年

	が 95 年よりも低いということがこれで分かるかと思います。あと人口のこともあったのですが、またこれも別のときにお知らせしたいと思います。 すみません、長くなりました。以上です。
村松会長	赤池さんありがとうございました。女性たちの活動の長い積み重ねがあっても、ここに来て問題も起きているというご報告だったと思います。ありがとうございます。 では続きまして、事務局からの情報提供をお願いできますでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局からの時間を頂きまして、誠にありがとうございます。それでは事務局からの情報提供として、「杉並区パートナーシップ制度の現状と課題」についてご説明させていただきます。本日、このようなお話をさせていただきます。お時間の関係でかなり簡単なお説明になるかと思いますが、ご了承ください。 幾つかの目次を立てております。そもそもパートナーシップ制度とは何か、杉並区の制度とはどのようなものか、届け出ることでどのようなサービスを利用できるのか、そして制度のよりよい運用の課題と捉えていることは何か、制度の見直しについて区の実行計画のご説明、最後に制度見直しに関する区の調査結果から一部抜粋となっております。 まず、そもそもパートナーシップ制度とは何かということについて、ごくポイントを絞ったご紹介になっております。1989 年にデンマークが最初に同性カップルに婚姻とほぼ同様の関係を認める法律を施行いたしました。これに北欧諸国が続き、今では世界各国で法制化されております。日本のパートナーシップ制度は主に性的マイノリティのカップルが互いを人生のパートナーとして自治体に届け出て、自治体が認めるという制度が基本的な形になっているかと考えております。つまり自治体単位の取組となっているため、法的な婚姻制度とは異なるということです。日本では渋谷区と世田谷区が 2015 年に初めて制度を導入し、現在の導入自治体数は 2024 年 6 月段階の調査では 459 の自治体が制度を導入しており、登録の累積数は国全体で 2024 年 5 月段階では 7,351 組という調査がございます。 自治体単位の取組でございますので、制度の内容や対象者の要件などは自治体によって異なるという事情がございます。後ほど杉並区の例もご紹介いたしますけれども、例えば公営住宅への入居など一定の行政サービスを受けられる場合がございます。また対象要件につきましては、事実婚のカップルの対象の方々が対象に含まれたり、また家族も対象とするファミリーシップ制度として運用される自治体の事例も徐々に増えてございます。 続きまして、杉並区のパートナーシップ制度についてはどのようなになっているかをご説明いたします。区では令和 5 年 4 月 1 日に性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例を施行。その第 9 条で、パートナーシップ制度について定めております。この条例を根拠として、令和 5 年 4 月 24 日から制度の運用を開始いたしました。昨日がちょうど丸 2 年に当たる日でございまして、本日から 3 年目に入っていることになっております。条例では制度を利用できるパートナーシップ関係について定めております。「双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した 2 者間の関係をいう」とされております。 制度そのものは、厳密に申しますと「パートナーシップ関係にある者がその旨を区長に届出し、当該『届出を受理したこと』を証する書面を交付する制度」となっております。この 2 年の間での届出数は最新情報として 45 組となっております。先ほど申し上げました、届出によって利用できるサービスがございます。行政の分野と、民間の事業所等でのサービスに大きく分かれていると考えております。杉並区が提供しているサービスの中でも主に受理証明書の提示が必要なものと、これは区のホームページに掲載しているものです。書かれていますように区営住宅、高齢者住宅への入居申込みや、様々な申請に関して受理証明書の提示によって申請できるということになっております。

	一方、これは行政が関わっているものではなく民間の事業所等で独自に提供しているサービスがございますが、物によっては受理証の提示によってサービスを受けられたり、もしくは届出をしていると申し出ることによって受けられるサービスもあると幾つか情報を確認しております。その多いものとして、生命保険の受取人の指定や、携帯電話などの家族割、住宅ローンの申込みなど様々なサービスがございますが、これは事業所によって対応が異なることをご承知おきください。 そして、パートナーシップ制度の歴史的な経緯と杉並区の制度の概要についてここまでお伝えしてきましたが、この2年間運用を行う中で私どもでも様々な課題が見いだされております。それをここに記載しましたが、大きく2点あると考えております。1つには面の拡大ということで、対象要件の拡大。先ほど申し上げたように、事実婚や家族などに対象範囲を広げている自治体が徐々に増えつつあるというところで、面の拡大についてはどうなのかということ。それから利便性の拡充ということで、届出には様々な必要な書類があるのですけれども、見直すといえますか、個々人の抱える様々なご事情に応じた対応をこの2年間やってきたケースもある中で、こういった書類の部分や、民間のサービスに受理証を提示する際の利便性の課題というもの、あとはオンラインです。今のところ対応は全て対面で行っております。そういったところについてオンラインの対応をすることによって手続の簡便化も図れるかという部分です。こういった課題が今あるかと認識しているところでございます。 この制度の見直しに向けた検討につきましては、区では実行計画で取組の進め方が定められておりまして、今年度は見直しに向けた検討、令和8年度はその検討結果に基づく運用ということで、より区民の福祉の向上につながる充実した制度運用について今年度検討することになっておりまして、こういったところについてぜひこの審議会でもご意見を踏まえた検討を進めたいと考えております。 最後になりますが、こちらは先ほど申し上げました区の調査から、このお話に関連する部分を一部抜粋したものでございます。3つお示ししておりますが、1つには、こちらは事例を示して事実婚のカップルの方々が生活上の困り事を抱えていることを知っているかどうかを尋ねたものです。御覧いただけますように、「知っていた」が51%、「何となく知っていた」の33%を合わせると回答者の84%となります。 続きまして、2つ目です。すみません。ご説明を端折ってしまっただけで分かりにくかったら申し訳ございません。こちらの図1では、そういった事実婚の方々の困り事を解消するための一助として、区が届出を受け付けて、その関係性の証明を行うことについてどのように思いますかとお尋ねした質問です。こちらにつきましては「賛成」が58%、「どちらかといえば賛成」の28%を合わせて回答者の86%となっております。 3つ目は少し異なるアプローチなのですが、こちらは事業者の調査で、東京都や区がパートナーシップ制度を実施していることを知っているかどうかという質問ですが、こちらは「知っていた」が54%、「知らなかった」が43%という結果です。 簡単なまとめになりますが、1つ目と2つ目からは事実婚カップルの方々が生活上の困り事を抱えていらっしゃることで、その解消の助けとなる届出の証明については、回答者の8割以上の方のご賛同があり、先ほど申し上げたより充実した制度の運用としての面の拡大につきましては、ご賛同いただける方が多いのかなという1つの参考、進めるべき1つの方向性が示されているのかなと考えております。また、それは審議会でご議論いただいておりますジェンダー平等の実現の考え方にも添えるものではないかとも考えております。一方この3つ目のグラフにつきましては、制度運用に当たりましては利用しやすい環境の整備という別の課題がある中で、周知の課題というものがあることを私どもは認識しなければいけないという結果と捉えております。 以上、簡単ではございますが「杉並区のパートナーシップ制度の現状と課題」について情報提供とさせていただきます。事務局からは以上となります。
村松会長	ありがとうございます。ご説明いただき、また課題もあるのだというご説明だったと思います。では以上3つの情報提供がありましたけど、ご質問等がございま

	したら挙手をお願いしたいと思います。オンラインの方も含めて、特によろしいでしょうか。
岩田委員	質問をお願いします。ありがとうございます、岩田でございます。 事務局からご説明いただきましたパートナーシップ条例の今後の課題と方向で聞き逃したのが、面の拡大というのは男性と女性のカップルについても、法律婚していない人に対して適用を広げていこうと、そういう話でございましょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	この資料の中でお示ししていますように、事実婚のカップルの方々に対して、調査ではそういった方の生活上の困り事を解決する方向として区が何らか関わっていくことについて賛同の声が多いという結果を見て、それも1つの方向性であるかなと捉えているところでございます。
岩田委員	ありがとうございます。男女のカップルについても、パートナーシップを適用するというのはまさにジェンダー平等に沿う政策展開だと思いますので、いわゆるセクシャルマイノリティに対象者を限った政策であるよりはずっと大らかな感じがしておるので、すごくいいお考えだと思います。 それからもう1点なのですが、利便性の拡充のところで、事実婚のカップルでの困り事、いわゆる医療同意については現在のパートナーシップ条例で必ずしもカバーされていないところだと思うのですが、これは事実婚の男女カップルもそうですし、男女ではないカップルについてもすごく切実な課題であるということを知っています。例えば手取り早い話として都立の病院について、これを都などに働きかけて、パートナーシップ証明がある人については都の公立病院では医療同意を認めることは簡単にできるのではないかなと私は思っております。ぜひともそういう形も視野に入れていただければと思っております。 以上でございます。
村松会長	ありがとうございました。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございます。事務局から1点補足させていただきます。お手元に資料がないところで恐縮なのですが、東京都の事例で恐縮でございますが、東京都のパートナーシップ制度の申請受理証明書を面会等の際に使用可能な病院ということで、東京都ではかなり多くの病院リスト、特に都立病院を中心に記載されている部分がありますので、そういったところも参考に今後私たちの取組については検討させていただきたいと思います。 ありがとうございました。
岩田委員	ありがとうございます。
村松会長	ありがとうございました。答申の中にパートナーシップ制度をどうするかということも盛り込んでいくとしたら、そのところかなと思いますので、またその時に引用したいと思います。 どうぞ。
横山委員	この区の調査結果ですが、どうしても「家族生活と家族観」というと年代的に意識の違いがあるので、例えばこの意識調査のときに、お年寄りとか若い人、年代別はございますでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございます。こちらは概要版のところには入っているところなのですが、こちらから抜粋したもので、一旦皆様のお手元にもあるものから抜粋しております。「家族生活と家族観」というのはこの章のタイトルという形で入れておりますが、実際生データとしては年代と属性でありますので、別途これについてもう少し細かく回答具合を見ることは可能でございます。
村松会長	オンラインで参加の山田さんが挙手されていらっしゃるのかな。では山田さん、お願いします。
山田委員	パートナーシップ条例について続けてよろしいでしょうか。
村松会長	お願いします。

山田委員	今行われているパートナーシップ条例については、法律の専門家の人と話をしていたら、「いろいろ穴はあるのだけど法的な効果はほとんどないから、現在のところは象徴的な意味しかないのではないか」とか言われています。 幾つか問題点を指摘しますと、そうであっても改善点というか穴みたいなものを少しお話しさせていただくと、まず今二重行政になっていますよね。つまり、市町村で条例を制定しているところと、都道府県で条例を制定しているところがあって、どちらを選ぶかというところが当事者にとって複雑というか悩みになっているというのがあります。東京都と杉並区と両方登録しなければいけないのか、片方でいいのか、どういう効力があるのかというのは大きな問題点ではあります。 あと杉並区は性的マイノリティに限っているようですが、いわゆる異性同士にもオーケーだということと、そうではないところが、これもまた両方あって、杉並区は性的マイノリティに限るということになっていますが、議論されているようにそこをどうするかという問題もあります。 あと、今いわゆる研究社会で、ジェンダー研究、セクシュアリティ研究で少し議論され始めているのは、子どもをどうするかということなのです。つまり、いろいろな方法で子どもを産んだ同性愛カップルもありますし、異性との結婚で子どもを産んで、そのまま同性愛に移行して同性カップルの2人で子どもを育てているケースがあるのですけれども、いわゆる親としての権利を果たして保障できるのかという議論もあって、逆にそれを保障してしまうと今まで母子家庭で扱われていたもので、母子家庭としてのサービスが受けられなくなるのではないか。受けられなくなるからパートナーシップ上には届けないというカップルの方もいて、そういうことに関する問題点も指摘されておりますし、さらにこれは私はこう強調するのですが、ほとんどのパートナーシップ条例に関してはいわゆるどうやったら離婚とか、離別の手続が全く定められていないのです。つまり結婚している、離婚しているといったらその手続でもって登録されるのだけれども、条例には「パートナーシップを解消したときには」と書いてありますけど、片方は解消したが片方は解消したいと思っていないとか、いわゆる一方が解消といえど解消されるのか、それとも両方が解消でないと解消ではないのかとか、そういう手続が全く示されていない条例がほとんどなので、それがかなり穴になっています。 となると、結婚におけるいわゆる重婚的なことも起こってしまうわけで、片方は解消したいと思っている、別のパートナーと一緒にいるのだけれども、それがどうするかとか、そういう問題が相当あるので、今の時点では法学者に言わせると法的な効果がほとんどないのでそれほど問題にならないけど、もし法的効果がこれからどんどん付け加えられるようになったときに、そういう点は問題になってくると思いますので、議論するときにはそういう点も含めて注意していただければありがたいです。 以上です。
村松会長	ありがとうございます。私も初めて聞くような問題点の指摘もありまして、考えなければいけないところが多々あるのだということが分かりました。これは区でまた検討ということになると思います。ご指摘ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。手が挙がっている、ごめんなさい。三戸さん、どうぞお願いします。
三戸委員	ありがとうございます。区役所で課題と現状をまとめていただいてありがとうございます。課題についてとか、今後の方向性についてあまり違和感はないと思っています。対象の要件の拡大、事実婚もそうですし、最近ファミリーシップ制度という形でお子さんであったり親世代であったりも家族として証明できる制度が広がっているの、そういったものが拡大していくとより使いやすくなるのではないかなと思っています。区役所の中での利便性を拡充していただくということも非常に重要だなと思っています。 プラスアルファで私からお話しさせていただくと、やはりパートナーシップ制度は皆さんおっしゃっていただいているように法的な拘束力はない制度になっている

	のですけれども、いわゆるLGBTQの取組についてかなり象徴的なものになっているなと思っているので、ぜひこれを活用しながら施策を進めていっていただきたいなと思っています。例えばLGBTQの当事者の皆さんはまちの中でたくさん生活されているのですけれども、その声はすごく届きにくい、可視化されにくい状況だなと思っています。ただ、このパートナーシップ制度を利用してくださっている皆さんと区はこの制度を通してつながっていると思うので、区内に住む当事者の声を集める意味で、制度を利用してくださっている皆さんにアンケート調査などを実施しながら、よりよくこの制度がどのように改善できるのかという声を集めたり、あるいはまちの中でどのような取組をしていったらもっと暮らしやすくなるのかというお声を頂戴することもできるのではないかと思います。 2つ目が、やはり啓発とか周知が徹底されていない。まだまだ知らない方もいらっしゃるということで、この制度をきっかけにこういう制度があります、多様な家族を想定したサービス提供であったり、働く環境の改善につなげていってくださいというところは、ぜひ区内の事業者、あるいは各関係機関などにもぜひ啓発していただきたいと思っています。事業者向けの取組については、東京都はかなり手厚く行っていると思うので、東京都の事業なども利用しながら杉並区内の事業者に対してもぜひ啓発ですとか取組の推進を進めていただけたらと思っています。 あとは最後に、法的な拘束力が何もない制度というところで、もし可能であれば公正証書の作成のための助成などを行っていただけたらいいのではないかなと思っています。渋谷区が行っているんですけど、公正証書を作ったとくとか例えば相続であったりとか、何かあったときのための契約になるので、そういったものを作るに当たって区から助成していただくという方法もあるのではないかなと思っています。 一旦私からは以上です。
村松会長	ありがとうございます。後押ししてくださるご意見とご提案をありがとうございます。 では、法的なところからでしょうか。お願いします。
岩田委員	すみません、岩田です。ありがとうございます。 法的拘束力がほぼないというのは当然のこととして、ただ象徴的な。法的拘束力であれば今、全国各地の高等裁判所で同性婚の訴訟が提起されていて、恐らく数年後には同性婚を認めない今の制度は違憲であるという判断が出ると確信しています。ほんのあと数年だと思います。そこでは、私は詳細に参加していませんけど、異性カップルとかそういう話だけではなくて、全ての人に結婚の自由を保障しようということになるので、要するにゲイカップルとかレズビアンカップルに限らない、人と人が愛し合えば結婚できるような、まさに多様な制度を保障する結論になるのではないかという期待をしております。 それができれば、今自治体のパートナーシップで目指していることの法的な根拠が幅広く与えられると思います。だから、あと数年だから何もしなくていいというわけではもちろんなくて、その機運を高めていくためにも各地での取組が大事です。今、国民世論では6、7割くらい、しかも結構年を取った方でも同性婚というか、異性婚しか認めない結婚制度はよろしくないという意識が高まっているようです。というのも、各地の当事者とか、行政とか支援者の運動があつてこそだと思うのです。なので、その運動の一環として強めていくようにどんどん推進していただきたいですし、守備範囲を超えるのかもしれませんが、市として国や裁判所に対してのアピールをしても悪いことではないので、やっていただくのもいい方向なのではないかなと考えております。 すみません、以上です。
村松会長	ありがとうございます。趨勢であるということですね。いろいろご意見をありがとうございます。 ほかはいかがでしょうか。

藤岡委員	ありがとうございます。 私も機運を高める意味で、面の拡大というところに賛成しています。私はシングルマザー支援団体に所属しているのですが、やはり婚姻状況が姓の変更だつたりによって分かってしまっているのはプライバシーにも関わることですし、あと、やはり同世代で結婚したりする方が多いのですが、キャリアが断絶したりとか、手続面の負担とか金銭面で今すごく負担が大きいという話は聞いていて、もちろんそこは選択的夫婦別姓で法制化の話だとは思いますが、やはりそこを推し進めていくという意味ではそういった意見が区民の中であるというところは、区としても反映していただければすごくありがたいと思っています。 以上です。
村松会長	いろいろとご意見をありがとうございました。 よろしいですか。岩田さんから追加がありますか。いいですか。よろしいでしょうか。では、今いろいろ頂いた意見をまた整理していただいて、区のほうも、それから私たちが最後にどうまとめていくかを考えていきたいと思います。 そうしましたら、この後は次第でいうと議題の3『未来像』『課題』『方策』の検討」というところに入りますけれども、資料についていると思いますが、その中でこれまでジェンダー平等の定義と、それからジェンダー視点の主流化の定義について議論してきました。それを今日できれば、さらにここで確認していきたいと思います。ジェンダー平等の定義については資料3に、第3回で出た皆さんから頂いた第二案に対して、その後いろいろご意見を頂いていますので、これについて、この6本のどこが違うか、事務局から説明してください。お願いします。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございました。委員の皆様、こちらのA3の縦の資料3をお手元に御覧頂けますでしょうか。先ほどご説明しましたが、上3分の1にある横に黒線1本ありまして、上が、第一案からの第二案。そしてその下に6本の第三案と記載しております。第二案に対してどの文言がなくなっていたり、どの文言が追加されているかを私のほうで簡単にご説明をさせていただきます。 まず①を御覧ください。第三案で文言が変わった部分についてご説明いたします。「すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず」、ここは「安全が確保され」が「尊重され」になっております。「差別や暴力を受けることなく平等に」、これが「尊重され」から「平等に」に変わっております。その後、「平等な」が抜けて「権利を有し」になっております。「あらゆる分野・レベル」と、ここに「すべてのレベル」の「すべて」が抜けております。「レベルにおける」、こちらが「意思決定に」とつながる中で、第二案の「取組に平等に参画し」という文言が抜けて、「意思決定に」につながっております。そのまま流れまして、最後に2行目の右側、右端のほうです。「かつともに責任を分かち合うこと」というところで締めている文章。こちらは第二案の「責任を担うこと」から、「責任を分かち合うこと」に変わっております。①案については以上です。 では②に続けてまいります。「すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず尊重され」、こちら「安全が確保され」が「尊重され」になっています。「差別や暴力を受けることなく」、ここに「尊重され」が抜けて、「平等な権利」が「平等に権利を有し」に、「な」から「に」に変わっております。「あらゆる分野・レベル」と続く中で「すべてのレベル」の「すべて」が抜けております。「レベルにおける」の後に、第二案の「取組に平等に参画し」の文章が抜けて「意思決定に関与する機会」につながっておりますが、その後も第二案にありました「確保され」が抜けて、そのまま「政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき、かつともに責任を」まで続きまして、こちら「担う」から「分かち合うこと」に、第二案から第三案で変わっております。第②案は以上です。 第③案です。「すべての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず」、こちら「安全が確保され」が抜けて「尊重され」につながっております。「差別や暴力を受けることなく」、こちらは「尊重され」が抜けて「平等な」が「平等に」に変わり、そのまま「あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組に平等に参画」という第二案の

	文言が抜けて、少し文体も変わっておりますが「権利／意思決定」とスラッシュを挟む形での文言になっております。「に關与する機会が確保され」と第二案で続いているところが、これはスラッシュで続く形になっております。「政治的・経済的・社会的・文化的利益」、こちら責任に対してスラッシュでつながりまして、第二案の「責任を担うこと」から「責任をわかちあうことができる社会」という、「社会」での止めになっております。第③案は以上です。 第④案「すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず」、こちら「安全が確保され」から「尊厳を守られ」に文言が変わっております。「差別と暴力を受けることなく尊重され」、こちらは「平等な権利を有し」が抜けて、「あらゆる分野のすべてのレベル」が抜けて「あらゆる分野の取組へ」と言葉が変わり、「平等な」につながる言葉が「参画」から「アクセス」という表現に変わっております。「アクセスと意思決定に關与し」、その後の「機会が確保され」という文言が抜けて「政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき」が「享受するために」に変わり、その後新しい表現として「同じ権利と機会、公平な責任を保障されること」というところで新たな表現になっております。以上、④案です。 ⑤「すべての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず」、こちら「安全が確保され」から「尊厳を守られ」に変わり、その後新たな表現が加わっております。「ジェンダーに基づくあらゆる差別を撤廃すること」という新たな表現から、「平等な権利を」、この後の「有し」が「と機会と責任が確保され」という言葉に変わり、その後新たな表現として「暴力を受けることなく安全に暮らし尊重されること」という表現が加わっております。その後は「あらゆる分野」から「すべてのレベル」という表現が取れた状態で、「平等な」、こちら「参画」から「アクセス」という表現に変わり、「意思決定への關与を」、「機会が確保され」から「を有し」になりました。「政治的、経済的、社会的、文化的利益を権利として」、この「責任」という表現から「享受できること」に表現が変わっております。 最後、⑥番となります。「すべての」が冒頭で抜けております。すみません。抜けているというのは、抜けているわけではなく取れているという意味です。すみません、私の言い方を変えてください。取れているということになりますと、「性別や性的指向、性自認にかかわらず」、「安全が確保され」という第二案の言葉は取れており、「差別と暴力を受けることなく」、ここが「尊重され」から「尊厳が守られ」に文言が変わっております。その後は新しい表現が加わっていると見ております。「すべての生活の側面、特に教育、雇用、政治・社会参加への平等なアクセスを確保するとともに、権利、機会、責任が保障され、あらゆる形態のジェンダーに基づく差別を撤廃し不平等をなくすこと」という表現になっております。 これはどなたからどう頂いたという記名はしておりませんが、もしこの新たな第三案に対してご提示いただいた方からご説明を頂く分には、もしご本人のほうでそのご意向があればと思いますが、事務局としてはどなたの案ということとは指示しておりませんということをご報告させていただきます。 この表現ですが、どこに焦点を置くかによって意味合いはそれぞれかなり変わってくると思います。この審議会としてどこに焦点を置くのかがこの中に表れ、さらにその後の全体の取組の方向性や、取組が急がれる区の課題の選び方も、やはり通底する整合性というか流れが必要なものかと考えておりますので、ぜひご議論いただきたいと考えております。 事務局からは以上になります。
村松会長	どうでしょうか。また、元のこの第二案が投影されるのかな。別紙になっている、これかしら。資料3の第二案をここに一応出させていただきます。それに対してたくさんの、6案の提案が出ているかなと思います。どのように整理したらいいだろう。一応、これを原案と呼ぶことにします。原案の中から、下の①から⑥に行ったときに、大体共通して変わっているところが「安全が確保され」という箇所です。無くても、以下の文章はつながるのではないかなということかなと思います。「安全」という字はどこかに生きていますか。そうですね。①と②が、1行目の後ろのほうの「差別や暴力を受けることなく」の後の「平等に」が、多分この「平等に、」と

	いうほうは、以下のことが全部「平等」という言葉がそこにかかっているという意味で①案は書いていて、②案は「平等に」は「権利」にかかるという解釈になっているのかなと思います。 ③案が確かスラッシュでつないでいるのです。このスラッシュのところの意味が、少し文字を加えないと分かりにくいのかなと。ここで1つずつ単位が切れているのだよという意味かなという気はいたしますけれども、権利、意思決定に参加する機会、いろいろな利益、責任。それぞれが「わかちあうことができる」という意味でスラッシュになっているのではないかと私は推測しましたが、その辺りが少し分かりにくいかなという気もしました。 ④の特徴は、「同じ権利と機会、公平な責任」という辺りがいろいろなことをするためにという目的として、そのための手段として権利、機会という。そういう構文になっていることかなと思います。 ⑤が「差別や暴力」のところが「ジェンダーに基づく」となっているところが大きく違って、そしてなおかついろいろ長ったらしくなるので2つに分け、「平等なアクセスと意思決定」は同じようなやり方ですね。「アクセス」という言葉がここでは使われています。 それから最後はどこが違うのだっけ。これもほとんど似たような書き方だけでも、それを1文にまとめたのかな。⑥案の違いは「すべての生活の側面」というところを、「特に教育、雇用、政治・社会参加」というところを取り出して書いているところですので、取り上げると少しここに限定されるかなという気がしないでもない。 私が見た感想ではそんなところなのですが、先にしゃべってしまいましたけれども、皆さんのご意見はいかがでしょう。どの案を基にしたらいいか、丸幾つと丸幾つを一緒にしたらどうかとか、ご意見があったらお願いします。これだけ出ている中で、今日のうちに大体まとめるのはかなり大変なことだなという気はしているのですが、方向は打ち出したいと思っています。 ご意見、どちらも上がっている。では、先に岩田さん。
岩田委員	すみません。私の意見というのではなくて進め方として、第二案をベースにして、そこから各案で何が違うのかというポイントで議論するほうが効率的かなと。会長に今簡単にまとめていただいたところの繰り返しにもなるのですが、まず「責任」について。第二案は「責任を担うこと」になっている。それに対して「責任を分かち合う」という表現になっているのが①と②、③もそうです。④は「責任を保障されること」として、表現が違います。⑤は「責任が確保され」、⑥は「責任が保障され」。この「責任」のところの表現と意味合いは1つの大事な議論すべき点だと思います。そこが①から⑥に共通するところでして、この「責任」をどのように書くのかは結構重要で、各案にかなり共通する論点になるかと思います。 あとは、それに比べたら小さいところですけど、⑤、⑥は「ジェンダーに基づく差別を撤廃」と書いていまして、それは力点を置くか、置かないかという話だと思います。差別撤廃に力点を置くか、差別されないというところに置いておくにとどめるのかというところで、これも⑤、⑥案を出された方からぜひとも「撤廃」を入れなければいけないのだという話をお聞きできれば議論が盛り上がるのかなと思いました。 すみません。以上です。
村松会長	ありがとうございました。先に、ほかに手が。 今の「責任」というところだけ固めてしまったほうがいいかなという気がしたのですが、それ以外のところで。先に「責任」のところをやっていいですか。「責任」のところの議論は今整理してくださったので、少し詰めてもいいかなと思いました。そもそも「責任」という言葉を入れるのかというところでも、第3回のときにも議論があった気がしますので、「責任」の言葉の扱い方を今整理してくださったところで、「担う」とか「分かち合う」とか「保障する」、「確保する」等々、その言葉の使い方と「責任」をどう扱うかということでご意見があったらお願いしたいと思いま

	す。 赤池さんお願いします。
赤池委員	私は区外ですけど、区内の法律家とかジェンダー・セクシュアリティ研究者とか、あと専門家、それでインクルーシブの教育専門家とかの知り合いがおりまして、子育て世代の方だったりもするんですけど、少し意見を聞いてみました。やはりすべての人が責任を担うことというのが、非常に個人の問題として矮小化されかねないというので、「分かち合う」にしても主語が「すべての人が」ということで、問題の個人化にならないか。「人」しか入っていないので、そもそもこのような条例を定義する、そして答申していくに当たって、国や自治体の責任はどうか。そのようなものを今後答申案の中に具体的に盛り込めばいいわけであって、わざわざこの定義に入れる必要があるのかどうかという意見がありました。
村松会長	入れる必要があるのかどうか完全に分からなかったんですけど、自治体の立場のことを書き込む必要があるか、ないか。「責任」そのもの。
赤池委員	いえ、「すべての人が」責任を分かち合ったり何だりということ。主語が「すべての人が」。
村松会長	分かりました。「すべての」。
赤池委員	あともう1個。これは下手したら行為規範の強要、強制みたいにも捉えられるのではないかと。それに関しては皆さんどうお考えになりますか、ということもあります。
岩田委員	すみません。ご主旨を確認したいと思うのですが、行為規範になってしまいかねないというのは「責任」についてですね。
赤池委員	そうです。「すべての人が」何らかの「責任」をどうするということです。
岩田委員	理解しました。ありがとうございます。
村松会長	そして、その構文そのものが、今ほかの上がってきた①から⑤案はみんな「すべての人」で始まっていますけれども、⑥案だけが「すべての人」が入っていない形になっているかなと思います。その辺りはどうですか。「責任」に行く前に、そこですか。多分ジェンダー平等な状態がどういうことか、ということをするのだと思うのです。こういう状態のことをジェンダー平等である、という。それで何々のことと書いてあって、批判という意味ではないかなという気もしたんですけど、その辺は皆さんのご意見はいかがでしょうか。こういう状態のことをジェンダー平等というである、という。そういう説明だと。ジェンダー平等とは、ですよ。ジェンダー平等とは何々が何々すること、という。そういう説明なのかなという気がしますけど。かなりそこが規範的な感じになりますか。 それから、さっき責任のところについても岩田さんがいろいろ整理してくださったけど、岩田さん自身はどのようにしたらいいと思いますか。
岩田委員	まず私自身の理解力の問題で、④案の「責任を保障される」だとか、「責任が確保される」。⑤案と⑥案が「責任が確保される」。④、⑤、⑥案は意味が理解できないので、教えていただきたい。「責任を担う」とか「責任を分かち合う」だったら文章として分かります。④、⑤、⑥はそもそも意味が分からないので、教えてほしい。①、②、③については赤池委員と同じように、私は全ての人に責任を担うことを求めるのは、法律でやることではないだろうと。行為規範、規制ですので、そういう責任を持つのはまずもって行政であったり、場合によっては議会だったりすると思います。個人は基本的に自由ですので、そこは赤池委員と恐らく似たような意見を持っています。法律を、今はあまりその手の行政法をやっていないんですけど、労働省にいたときには行政の法律を担当していたりして、法律の中で国民とか労働者の責務を書くのは極めて例外的なのです。安全配慮義務、労働者は自分の健康を守らなければいけない。あと健康増進法も国民は自分の健康に努めるべきだというのがありますが、要は個人が社会に対する責任を負うのは極めて例外的になっておりま

	すので、こういうジェンダー平等、ジェンダー社会に向けて各市民が責任を持たなければいけないというのは少し広過ぎるかなという危惧があります。 以上です。
村松会長	では、「責任」において「保障」とか「確保」とか、その種の言葉はそぐわないというのがありますか。その辺は法律の専門家のご説明で、そうかなという気がしますので、その言葉は使わないということではよろしいですか。
岩田委員	保障は本当に分らないです。
村松会長	「分かち合う」とか「負担する」とかということを書くかどうかとも別なのですけれども、少なくとも「責任を保障する」とか、そういうことは書かない、言い方はしないということですね。
岩田委員	私は理解ができないという。
村松会長	私もそれはそうかなという感じがするので、そのところはこういうふうにしてもいいのかなと思いますが、どうですか。異論はありますか。 もうこの文言は使わないということで、削除していく方向にしたいと思います。そうすると、「すべての人が」何々なことというのは責任に限らず、この「すべての人」にかかっているのはいけないのでしょうか。「すべての人が権利を有し」、あるいは「意思決定に関与する機会、利益を享受できる」。「責任」を置いておいて、このところは「すべての人」でもいいのかなという気もするのですけどいかがでしょうか。場合によっては文章を分ける。誰かの別の案にあったように、2つの文章にすることもあり得るかなという気がしますけど、いかがですか。 櫻井さんの手が挙がりました。櫻井さん、お願いします。
櫻井委員	ありがとうございます。聞こえますか。 さっきから出ている、前も出ている責任のところなのですが、これはさっきから主語が行政側とかそういったところになってきているかなと思うのですけれども、要は国が出している「男女共同参画とは」とかでも出ているように、この責任は意思決定における責任、例えば政治とか企業とか地域におけるリーダーシップの場に男女ともに参画して、方向性を決めていく責任を持つとか、あとケアワークとか、家庭における責任を共有するとか、経済運営のところでの責任とか、そういうともに意思決定に参画していくとか機会を持っている状態とか、そういったところでの責任なので、さっきから議論している責任というところが結構大きなものにだんだんできてきている感じがして。うまく言えないのですけど、議論が大きくなっているなという感じがあるのですが、その辺りはどんな感じなのかなと少し思いました。
村松会長	私が一案を出した段階での責任は、今おっしゃったような参画という意味での責任でした。それが、あらゆることの責任を取らなければいけないみたいな形になってくると重いのではないかなという議論になってきていますから、そのところが個々人の自己責任を問うとかそういうことではなくて、と考えたいと思っていたのですけど広くなり過ぎているとしたら。
櫻井委員	「享受する」だけではなくて、一緒にちゃんと責任を分かち合う、担うという意味で恐らく男女共同参画基本法、男女共同参画、ジェンダー平等とはなどで書かれていると思うので、そこは大切にすることがよいと思います。もともとのところから、いろいろな方の思いが入ってきているから、すごく大きなものになっていってしまっていると思うので、もう少しシンプルに考えてもいいのかなと思いました。
村松会長	そうですね。私もこれは基本法のところを参照して、最初の資料に書き込んだような気がしますけど。そうなのですよ。 赤池さん、どうぞ。
赤池委員	すみません。基本法は男女共同参画社会。
村松会長	そうですね。人ではなくて、社会。

赤池委員	人ではなくて社会なのです。そこに多分大きな違いがあって、それで責任という概念が結局、この前もお伝えしましたが、そうやって人によって非常に幅が広い。例えば子どもはどうしますか。子どもは責任をどうしますかといった場合、どうなるのでしょうか。この「すべての人」に子どもは入らないのでしょうか。
村松会長	当然入っているでしょう。
赤池委員	では、子どもは、責任はどうするのでしょうか。
村松会長	それは、多分、これは男女共同参画基本法の男女共同参画社会とはどういう社会であるとして書いてある第三条などのところの文言だと思いますので。
赤池委員	そうですね。あと今般、子どもの権利条例がたしか杉並区でスタートしたのですが、広報紙に「子どもの権利は何かと引きかえに保障されるものではなく」という文言が載っていました。そのように、例えばこれを読んだだけで責任がなければ権利をもらえないみたいな話に転換していく可能性をなくす必要があるとは思いますが。
区民生活部男女共同参画担当課長	すみません。事務局からも1点よろしいでしょうか。 議論はお進めいただく中で一応事務局の方から冒頭に申し上げましたように、この後全体の議論の中で、この審議会はジェンダー平等の実現した地域社会、杉並区を目指すという諮問を受けているものなのですけれども、その中で区の課題をどう捉えていくかという中で、この定義の考え方を参照しながら、これに合っているかというところで区の課題を見ていくところだと思っておりますので、先ほど櫻井委員からお話ございましたけど、1つの文言があらゆる意味を持つということで、委員の方々によって考え方が違って当然だと思いますが、この審議会の目的に沿った形でどこに向かうかというところを、区の課題の審議の尺度という形でどう捉えていくかも含めてぜひご議論いただけたらと考えているところでございますことを、議論の外からの事務局のご意見という形で言わせていただければと思います。 以上です。
村松会長	観点の把握はできなかったのですが。ほかにご意見はありますか。
岩田委員	すみません。ありがとうございます。しゃべってばかりですすみません、岩田です。 質問なのですが、人、区民に責任を担わせるというのは、私はすごく抵抗感があるのですが、会長の最初の案とか、櫻井委員がおっしゃったような責任というのは男女共同参画社会、ジェンダー社会におけるメンバーシップを保障する。決して一個人に責任を負わせるとかいう話ではなくて、そういうニュアンスかなと理解したのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。
村松会長	そうです。自己責任を問うとかそういうことではなくて、その人なりの能力に応じた、だからハンディキャップがある人もそうだけど、責任の取り方はやはりあり得ると思うのです。そういう意味での、そんな大げさなことではなくて、コミットするという意味での責任と私は思っています。
岩田委員	ありがとうございます。
村松会長	でも、責任という言葉は難しい言葉なのだとずっと感じています。では、赤池さん。
赤池委員	私も何度もおしゃべりし過ぎてすみません。 権利とか機会とか責任とかを平等にというのは、誰かが、例えばシスヘテロ男性のみが責任を全部持っているとかということではなくて、機会も権利もそれぞれの人が持ち、どこかに偏ることのないということだと思います。私は幾つか案を出していますが、参照したのが例えばスペインとかメキシコとか、男女平等の法律を持っていたり、スペインなどは平等省というところもあります。それで、今ジェンダー平等先進国になっています。かなり上位の国です。そういう法律やら取組が非常に進んだ、そういうところを見ると、このような権利、機会、責任。責任は、諸外国と日本では捉え方が多分若干違うと思うのです。 だからこそ、多義的になり過ぎるものをあまり盛り込むのはどうなのかなと。大

	体どこの条例も区民の責務みたいなことで、努力義務になっていると思うのです。努めるものとか。だから、それをここですごく限定的に、別にここに書く必要はなくて、区民の責務なり何なりは今後答申であったり、あるいは条例を作るのであればその中に盛り込んでいくのも1つの案ではないかなと思います。
村松会長	ここでは取り上げないで、ということですか。大上段な責任ではなくて、分かち合うことというところで、何かほかの言葉でいい言葉があれば変えられれば。機会でもないですか。リーダーシップでもないし、小さくても構わない。やはり、参画できるということなのですかね。
区民生活部男女共同参画担当課長	櫻井さんから手が挙がっています。
村松会長	櫻井さん、お願いします。
櫻井委員	ちなみに、これは事務局の方に質問なのですが、このジェンダー平等とはという定義を今はどれくらい固めたほうがいいのかと思っておりまして、結構時間を使って話していると思う一方で、これに時間をかけることが主目的なのか、それとももう少しほかに取り組みねばならないところを決めつつ、こういった定義を言葉としてブラッシュアップしていくのがいいのかというところをお伺いしたいと思っておりまして、多分シンプルに言うと皆さんジェンダー平等の定義は、ここにいる方は同じ方向を向いていると思うのです。それを細かくどのようにしていくかとなったときに詰め作業は必要だと思うのですが、この会がジェンダー平等の定義だったりジェンダー主流化の定義を作るための会ではないと私は思っていて。となるとこれは後で合わせてほかのことを議論することができるのか、逆に言うとこれを決めないとほかに進むことができないのか、というところをお伺いできるとよいかなと私は思いました。
村松会長	事務局への質問だったけど、今の議題は未来像、課題、方策を検討することの中の、未来像に関わる場所としてジェンダー平等を扱っていますけれども、確かにあまりここで時間を取り過ぎてなかなか先に行けなくてもいけないので、今日もかなりいろいろなご意見が出ているので、それを未来像の中に盛り込んでいくことを念頭にジェンダー平等のことをみんなでなるべく多くの人が共通理解できるところにこの1、2回の中で固めていきたいと思えますけど、どうでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	私からお答えしてよろしいでしょうか。 もちろん私たちは事務局でございます。審議会そのものは委員の皆様の議論の中でお進めいただくものだと思います。事務局はあくまで必要な資料をご用意したり、こういった場をご用意したり、支援体制だと考えておりますので、まずもってそれをご承知おきいただきたいという考えと、一方、限られたスケジュールの中で事務局として区の行政としてたどり着かなければいけないゴール、回数のゴールがあるのは重々承知しております。これは委員の方ももちろんご承知おきのことだと考えております。その上でご議論をされていることと私も考えております。 ただし、やはりジェンダー平等の定義は、そもそもいわゆるSDGsのジェンダー平等の定義がどのような条例においても主に使われていると思いますし、そのSDGsの定義は変わるものではないと考えますが、それでは地域社会として杉並区がどこに焦点を置くのかという考え方において、今の議論がなされていると考えております。そこから、この後ご議論いただく区の課題とは何かということの取り上げ方に関わるものかと思って、1つ目は皆様に議論を尽くしていただくことが必要かと思うことと、一方、やはりある程度議論が出たところでは、会長、副会長のほうで皆様の意見を重々とりまえた上で1つの方向性をお出しいただくタイミングというものもあるのかなと事務局としては拝見しておりました。 一方、今日としましては、審議会中盤でもございますので、ぜひとも区の課題の抽出というところで、これまで様々なキーワードを頂いているかと思っております。その部分を実際にどのような課題感の重要度があるのかということ、先生や職員

	の声も聞きたいということの準備も私ども進めておりますので、その辺も含めた区の課題のとらえ方について議論を深めるステータスに本日は入っていただければ誠に幸いだと考えておりますが、もちろん審議会の審議の中でのことです。まずは会長のお考えの中でお進めいただければと思うところでございます。 櫻井委員へのお返事になっておりますでしょうか。
櫻井委員	ありがとうございます。多分これをどのようにまとめていくのかはすごく難しいところというか、結構もとの始まりが既にあるものから始まっていると思うので、そこにオリジナリティを出していくという。かつ、いろいろな方がいろいろなアイデアを出されているというところなので、非常にどうまとめていくときれいにそれぞれの思いが収まっていくのかなというのは、私も、皆さんそれぞれ思いがあって、この文章にまとまると皆さんそれぞれの背景の思いが分からないですけれども、既に今、特定の方がお話しされていましたが、それ以外の方で①から⑥までの案を出された方の、こういう思いでこの文言を入れましたみたいなことをもし伺えると、より考えやすいのかなとは思いました。
村松会長	ありがとうございました。時間の限りもあるので、預かりというものもあるのですが、今の最後のご意見で①から⑥案をご提案した方の中で、こここのところは説明したいとか、さっき私がここはこうではないかと言った辺りについても、お名前を出さないで示しているのですけれども、ここはこういう意味ではないかということでは何かご発言があればもう少しお聞きして、その上で今日この場で固めるのは難しいかなと思いますので、預からせていただいてもう1回練り直して、またご提案するなりしていきたいと思います。 また、あと1、2回のうちには未来像をどう描くか。多分未来像に杉並区でこういう状態を実現することが杉並区の未来像であると出したかったので、ジェンダー平等な社会とはどういうことかということを行っているのだろうと思いますが、第三案で補足説明したい方がいらしたらお願いしたいと思います。 岩橋さん、お願いします。
岩橋委員	案を出していないので補足説明ではないのですけれども、今までのお話を聞いて、村松先生が未来像なのだと今おっしゃったので、社会の未来像という意味だったら例えばこちらの②の「すべての人が」から始まって、「政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受できる社会」という形で終わっていいと思うのです。ただ、個々人が参画していくのだ、責任のある地位をそれぞれ自分の能力と意思に応じて、責任ある地位という言い方をしているかどうか分かりませんが、そこにつける社会を作っていくのだということを、参画を強調するのだったら、やはり責任という言葉もどこかで入っているのではないかなと私は思いました。
村松会長	ありがとうございます。ほかにご意見があったら何人かお出しただいて、一旦この議論はここまでにさせていただいて、次に。今日は時間を取り過ぎてはいけないと思いますので。今のここについてほかにご意見があったら、補足説明とかありましたらお願いします。 よろしいですか。ごめんなさい、三戸さん。
三戸委員	すみません、お話しさせていただきます。 私は責任という言葉は入れてもいいのではないかなと思っています。それも担わせてもらえなかったとか、分かち合うことができなかった時代もある中で、きちんと責任も持てることは大事なのかなと思っています。ただ「担うこと」という文章で閉じてしまうと、行動規範を示すニュアンスが強まってしまうのかなと感じているので、「という社会」と閉じたほうがいいのではないかなと思っています。杉並区のジェンダー平等な社会を実現するのは個人の責任ではなくて社会全体でやっという、ということを答申として示していけたらいいのではないかなと思っています。 以上です。
村松会長	ありがとうございました。では、前向きなご意見を頂いたところで一旦今日のご意見は少し整理させていただいて、事務局と高見副会長などとも相談して、次どのようにしていくか考えたいと思います。

	そうしましたら時間も限られてきておりますので、資料5をご参照ください。資料5について説明がありますか。お願いします。
区民生活部男女共同参画担当課長	すみません、事務局からの資料のご説明の時間を頂きます。 先ほど櫻井委員からもご質問がありましたように、事務局では全体の流れを考え、区の課題について皆様のご意見を深めていただくために、職員ヒアリングを今検討する中で、区から何を皆様に情報提供するのかについてはある程度しっかりと私たちも把握した上でと考えております。そのために、この図を作らせていただきました。メインのトピックとして、「領域」と書いてある5つのところです。先ほど申し上げましたように、ジェンダー平等が実現した社会というのはかなり大きなものだと思います。課題は山ほどあるかと思いますが、やはりより急がれる課題は何かというところで、取り上げていくことがあるのかなと考えております。 今まで第1回から第3回まで、前回区の職員にどんなことを聞きたいですかということについて1つ1つ文言を頂いて、それを全部事務局の中で整理しておりますが、それ以外に1回から2回まで委員の皆様から頂いたご意見を、これもキーワード化してしまっているのですが、まとめた形で、それをさらに分かりやすいように5つの領域、「教育」、「地域社会」、「人権」、「働き方・エンパワメント」、「困難」という形に分けさせていただき、そこに通底する大きな基盤的な課題として「固定的性別役割分担意識」と「性の多様性」があるのかという、事務局からの整理についてぜひご意見を頂戴し、ここの修正も含めて内部にフィードバックしていきたいと考えております。 会長、こちらについてご議論を頂くことは可能でしょうか。
村松会長	ありがとうございます。今までの議論を整理するとこういうことも出てきているのではないかという整理だと思いますが、これについて何か修正案とかありますでしょうか。 私が先に言ってしまうと、まず「教育」のところの「学校教育におけるジェンダー教育」という言葉が残っているのかなと少し思っていて、私は学校で一番の問題が教員だと思っているのです。教員が生み出しているジェンダーだと思っているので、そこのところがもう少し伝わるような。これだと先生に一生懸命ジェンダー教育をやればよいような話になっているので、教職員のところは次の「理解促進」に入っているのだろうけれども、学校教育をちゃんと区でできることとしては、ジェンダーセンシティブになってもらう。隠れたカリキュラムに気づいてもらう。先生が自らしてしまっている教育について自覚を持ってもらうトレーニングが最も大切なことだと思っているので、ここの文言を考えたいと思います。
区民生活部男女共同参画担当課長	カリキュラムなどでは、教育現場におけるという表現を使っている文言が何度かございました。事務局のほうで言葉を変えてしまっており、申し訳ございませんでした。こちらは教育現場におけるとか、そういう形でも意義的には会長のご意図と近いでしょうか。
村松会長	やはり、教員に対する研修をもっとちゃんとやらなければいけないと思います。ごめんなさい。区のできることとしては、全ての教員に割に急いでやるべきことが、区の教員のジェンダーセンシティブリティを高める。実践の中でジェンダーを再生産していないかということに気づいてもらう研修が必要だと思っているので、文言を整理してすみませんけれども、そこのところだけが気になっています。 ほかに、この文言をもっとこうしたほうがいいのかあったら。
高見副会長	別に私個人の意見というわけではなくて、会長を補佐する立場としてこれをどのようにやっていくかという話だと思いますけれども、今、事務局も含めてこの整理をして、このような形で5つの領域が出来上がっていてキーワードが並んでいると。すごくきれいに整理されているのですが、これを全部答申に盛り込むかということ、やはりいろいろ細かいものも入っているし、サイズ感もいろいろあるし、多いかもしれないし、あとはもしかして足りないものもあるかもしれない。ほかの区の条例を見ると、例えば健康、女性の妊娠、出産の権利とか、多分入っていないものもある。だから、例えば皆様から意見を頂く中で、どういうところに重点を置いて答申を作

	っていくか。あるいはここに挙げてあるトピックで抜けというか、やはりこれがないのではないかというご意見であるとか、そういうものを議論していき、次回これを出していく中でもっといいものがブラッシュアップできれば。具体的にはそこから意見を頂いて、会長とも相談しながらこれをまたいいものにしていきたいという思いを持って、議論していきたいと思っております。 すみません、それだけです。
村松会長	今までの皆さんの意見で出てきたものを整理したらこうなったということだと思うので、まだ発言していないけど落ちているとかいうことがあったらもちろん付け足していったらと思います。この前、私が質問している健康はどこに入っているのでしたか。どこだという説明を受けたかな。
区民生活部男女共同参画担当課長	健康につきましては、会議録を整理する中でいわゆるキーワードとして出てきたものよりも、ご意見としてしっかり出てきたものを中心にまとめております。あくまで私ども、会議録など、テーマ別に皆様のご意見を分けて作っている中で、キーワードとして書いたものなので、ここで女性の健康をということでご意向があれば、それも1つ私たちで一旦お預かりさせていただきますので、ご意見として頂きたいと思います。
村松会長	ではその辺が、その意味でこの項目を入れて、こういうことを入れたほうがいいのか。緊急の課題として急がれる課題の領域というところで。
区民生活部男女共同参画担当課長	その前に、女性の健康の何のことか。今実際にそれは区の課題なのかということ。いわゆる、個人のお考えもあるかとは思いますが、実際にこれは区の課題としてエビデンスがあるのかということを見えていく部分もありますので、そういった部分でご提示として頂く際に私どもも調べはしますが、このキーワードの中の具体的に何がということは、私どものほうで今このさきの議事録の中でいろいろ整理はしておりますが、ここにはないテーマをお捉えいただく場合には、具体的にその中の何がということまでヒントを頂けると幸いです。
村松会長	ということのようなのですが。誰か挙がっている。山田さんお願いします。
山田委員	私は、前から言っているように地域社会というものが存在するわけではなくて、地域における諸団体、地域で活動している諸団体の複合体として存在しているので、例えば防災に関しても、それは地域の消防団があつたりとかそういうことなので、いわゆる地域において関わっている諸団体、PTAとか町内会とか、自治会とかNPOとか、そういうものの中での人的な男女平等だったり、そういう諸団体がきちんと男女平等的に運営されているのかとか、そういうことのチェックは必要だと前々から申し上げている。
村松会長	そうですね。
山田委員	考慮いただけたらありがたいです。
村松会長	家庭とか労働とかそれだけではなくて、地域社会のそののところも大事だよということで。では、ここの表現をどうするかは検討させていただきます。 今そのように問題だけ提起していただいて、でいいかなと思いますけれども、ほかにはいかがでしょうか。
岩田委員	すみません、岩田でございます。 表で取り上げていただいたやつで、私は前回は申し上げましたし、今回資料として自分の考えていることで出しましたが、やはり非正規公務員のサポート、それは市で直接できることですから、そこは明示していただきたい。それと、あとは「働き方・エンパワメント」のところですが、区独自の取組としてフリーランス支援ができるはずなので、国が十分やれていないところ。国が独禁法をしたけど独禁法を拡張するという程度の新法しかやっていないので、それを実際にサポートしていく。単価を上げろとかそういうことはできないと思うのですが、例えば集いの場を、フリーランスたちが集えていろいろなノウハウを得られる場とか、または個人でやっている人が多いので、法律とか会計とかそういうことを知らないの、そ

	ういうサポートをするようなことは区としてできるのかなと思っております。それは、ぜひ入れていただきたいなど。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございました。 実は、岩田委員のフリーランス、正規、非正規の会計年度任用の問題もご指摘いただいております。スペースの関係で申し訳ございません。「働き方・エンパワメント」のところに「待遇格差の社会的構造」のところで捉えておまして、一応内部ではそういったことも区役所の所管課を探してお答えできるような調整を今やっておりますので、それに関してはご対応できるかと考えております。
岩田委員	ありがとうございます。 それから、私の意見を離れた、先ほど話題にもなった健康の確保についてなのですが、私はよく知らなくて、東京都はまた独自の話があると思うのですが、保健所は都が直轄でやっていて、区は持っていないのですよね。そうすると、区でできる健康確保の施策は何かあるのかなというのが、そもそも私は不勉強で知らないのだけれども。
保健福祉部計画調整担当課長	計画調整担当の土田です。 まず保健所の行政なのですけれども、基本的には都道府県の業務ですが特別区や中核市は基礎自治体が行うこととされています。東京都の中では23区、町田、八王子なども保健所は東京都とは別に、組織の中で行っております。一方、健康の行政という面で捉えたら、いわゆる保健所というのは感染症の対策、あとは食品衛生などの規制の部分が保健所の役割としては一番のメインのところ、今、お話がありました健康づくりということでは区でも、市町村がそれぞれやる業務となっておりますので、健康づくりという面では区の独自の施策を行うことは可能になっています。
岩田委員	ありがとうございます。門外漢でして、全く不勉強で申し訳ございません。 今のご説明ですと、区で独自に健康確保の施策、増進の施策に取り組むことは可能だと。それで、今回の審議会では女性健康確保、リプロダクティブ・ヘルスなどが入ってくると思うのですが、それを具体的にどのようなところを求めていくかという議論をなすべきなのだと理解しました。 ありがとうございました。
村松会長	区が取り組んでいるならば、項目として入れるべきだということですか。
岩田委員	私はその強い意見は個人的にはないのですけれども、今私は知らなかったのですが、十分扱い得る領域だということを今のご説明で伺って理解しましたので、そちらの健康確保をぜひという方がいらっしゃったら、もう少し具体的にここをという形で示されれば、この審議会でも扱い得るのかなと理解した次第でございます。 ありがとうございます。
村松会長	身体のこととはやはり絡んでくるところで、ジェンダー・スペシフィック・メディシンなんているのがあるような感じですから、十分検討してもいいのではないかなと私も思います。 お願いいたします。
横山委員	この「領域」の真ん中にあるのですが、私は日々人権問題に取り組んでおりますので、人権のことからお話しさせていただきますと、「差別や偏見」というところで、大人の認識を変えるのは非常に難しいのです。やはりこういうものを小さいうちから教育しなければいけないというので、一番上の「教育」ですけれども、「学校教育における」とありますが、やはり学校教育だけではなくて社会教育でもそうだし、それから教職員学生、生徒とありますけど、これは児童とか幼児です。小さいうちからちゃんとしたものを教えなくてはいけないということです。ぜひ学校教育も社会教育も含めて、教職員、学生、生徒に幼児、児童と入れていただけたらと思います。

村松先生	まだまだ課題があるということですね。 では、今出てきた意見を入れてもう1回ブラッシュアップしていくということで、まださらに議論する余地はあると思いますけれども、ブラッシュアップした案を次に出していただくようにいたしましょう。
区民生活部男女共同参画担当課長	すみません。事務局のブラッシュアップのために、山田委員の先ほどのご指摘について1点確認させていただいてもよろしいでしょうか。 こちらの「地域社会」のところの文言です。すみません、私どもの理解が足りない形で「地域社会」と書いておりましたが、例えばこの括弧のところを、こちらは領域としては「社会」を抜いて「地域」として、今地域の課題として皆様から頂いたご意見の中で、地域防災であったり、あと様々な形で地域のセーフティーネット機能というものに対して言及されているお言葉が多かったかなと思うところで、セーフティーネット機能という言葉をおっしゃった方もいたのですが、こちらでいろいろなものを含めていって、さらに地域におけるケアの課題と入れていました。 それと合わせて先ほど団体のということでご指摘いただきましたので、これは例えば地域団体の活動とか、そういった形で文言を加えることで、委員のお考えに近いものかどうかを確認させていただいてよろしいでしょうか。
山田委員	それで特に問題ないと思います。
区民生活部男女共同参画担当課長	ありがとうございました。
村松会長	では、いろいろ追加も出てきたかと思えますけれども、またブラッシュアップしていきたいと思えます。今も具体的な。 手が挙がっている。すみません、どうぞ。
藤岡委員	すみません、ありがとうございます。 この表について確認させていただきたいのですが、この審議会のこれまでの議論を踏まえてまとめた意図なのかなと思うのですが、これが第一フェーズがどこまでのスパンなのかなと思っていて、もちろん全てのテーマがすごく重要だなと思っているのですが、時間とかリソースも限られる中でどこを重点的にやるのかはこの審議会の範疇なのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局へのお尋ねですか。それとも審議会のほうですか。
村松先生	あまりその議論はしていないですが、そこにすぐに手をつけるべきものというくらいのことで思っていましたけど、どのくらいのスパンで考えるかという感じですか。
藤岡委員	今の話だと多分もっとたくさんのテーマが出てきていて、最終的に答申にキーワードだけ盛り込むというのだったらいいと思うのですが、ではその答申に基づいて杉並区ではぜひこれを進めてくださいと言ったときに、結構たくさんのテーマに渡ってしまって着手が難しくなるのかなというのを懸念した次第です。
区民生活部男女共同参画担当課長	今の意見につきまして、まさにご意向で区の現場の職員の実情を知りたいということでご要望を頂いている職員との意見交換の場について、少しお話しさせていただくということで、会長、よろしいでしょうか。
村松会長	ごめんなさい。完全に聞き取れていないのですが、今のご質問と合わせて、これから先にやっていくことの中に職員ヒアリングが予定されていましたよね。だから今の実情はどうなっているのだということを、もう少し具体的な課題を絞り込むために、そのヒアリングを行っていったらどうかなと思っているので、その議論を少しさせていただいて、次に進めてもいいかなと思いますがいかがでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	事務局の高橋から少しご説明させていただきます。

村松会長	職員ヒアリングについて、構想をご説明いただけますか。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	事務局の高橋でございます。 前回の審議会でご意見を頂戴しておりました職員ヒアリングにつきましては、現在実施に向けて庁内の調整をしているところでございます。ヒアリングの目的は、今、会長、委員の皆様からおっしゃっていただいている、答申に向けた議論を深めていくこと、課題を確認していくということだと思いますので、実施時期を本日から次回5月30日の5回目の審議会の間の5月中旬に実施できればと事務局として考えているところでございます。実施時期、実施内容、それからテーマ設定などにつきましては、今ほどのご意見なども踏まえてあした以降に委員の皆様にもメールなどを通じてお考えを伺いつつ、内容をつぶさに決定してまいりたいと考えているところでございます。
村松会長	今の、課題をどのくらいのスパンで考えるかとかそういうことも含めて、職員ヒアリングを踏まえて、それを聞いた後でもう1回そういうことを整理したらどうかと思います。いかがですか。よろしいですか。 ありがとうございます。
岩田委員	すみません。職員ヒアリングなのですけど、どなたが聞き手になれるのですか。事務局ということですか。委員は参加しないで、ということでしょうか。
区民生活部男女共同参画担当課長	詳細につきましては今調整しております。今はまだ決まりきっていないところもありますが、これまで皆さんから、こういうことを聞きたいと幾つか頂きました。それも含めて、所管課から質問そのものだけだとピンポイントになってしまうので、例えば、DVであれば相談体制とか、相談の件数とか、数年の推移とか、そういった社会問題を取り巻く今の区の現状や区の実情についてご説明させていただくのと合わせて、頂いているご質問にお答えするという形、決して長いお時間ではないのですけれども、その中で意見交換のお時間もお取りできたらと考えております。改めて委員の皆様にも近くお示ししたいと考えております。
岩田委員	ありがとうございます。
村松会長	手が挙がっている。櫻井さん、お願いします。
櫻井委員	すみません、ありがとうございます。私からはヒアリングの際にお願いしたいことと、答申に向けて再度重要だと思う点についてお話しできたらと思っています。 ヒアリングの中でいろいろなところをお話を聞いていくかなと思うのですが、今、杉並区で「男女共同参画の視点で伝える表現ガイド」を出されておりますが、男女平等参画、ジェンダー平等に関わる部局以外で、ここの表現のところを庁内でどれくらい皆さんが意識して、いろいろな啓発だったりとかイベントだったりをしてきているのかというのを、可能な範囲でヒアリングでお伺いしていただけたらいいかなと思っています。そういったところから恐らく職員の意識だったりとか、杉並区の啓発物などに浸透しているのかということにつながってくるかなと思うので、伺えると嬉しいです。 あともう1点が、これはどれくらい可能なかが分からないのですが、杉並区が実施している公共調達とか入札において、事業者評価の際にどれくらいジェンダー視点が入っているのかを伺えると嬉しいなと思いました。国分寺市とかですと、男女平等推進事業者評価制度というのを導入したりしていて、育休ですとか介護休業の制度の整備状況ですとか、こういった男女共同参画推進の状況などを入れているとかというのがあるみたいなので、そういったことが既にされていたりするのかというところは、今後ジェンダー主流化を進めていく上ですごく重要なポイントだと思うので、可能な範囲で聞いたり公開していただけたらと思っています。 ここにある中で答申に向けて、やはり再度杉並区で取り組むべき点という点は、一番右に書いてあるとおりジェンダー平等に関する区独自の条例をしっかりと作っていくことが重要かなと思っています。今計画ですとか、あとは性の多様性の尊重に関する条例はあると思うのですが、全てを包括的に取り組んでいくジェンダ

	一平等の条例がないというところは、非常にこれから進めていく上であるべきものだと思いますので、ぜひそれを作っていく必要があるのではないかと強調していただきたいのと、これを作るに当たっては、しっかりとジェンダー主流化していくためにジェンダー統計を収集していく、分析していくこと。それをしっかり見た上で施策とか事業をしていくことと、あと予算を確保していく。やはりやるだけではなくてモニタリング評価していくところが必要なのだと再度強調できたらなと思っています。 やはりこういったものも、どんなにいい条例だったり計画ができて、実際に取り組まれるかというところが非常に重要だと思っています。大きなところでいうと、今、奈良県ですとか兵庫県明石市とかですと、行政の庁内にジェンダー主流化の推進チームですとか、ジェンダー平等プロジェクトチームみたいな、各部局からいろいろな方たちが集って横断的にジェンダー平等を進めていくためにどうしたらいいかを考えるチームを作っている自治体もあるので、やはり担当部局以外のところもしっかりと入って進んでいくことが重要なのだと改めて強調する形で、ぜひ書いていただくというか進めていただけるとよいなと思いました。 以上です。
村松会長	具体的なお提案をありがとうございました。参考にしたいと思います。 先に進めてよろしいでしょうか。このヒアリングに関してなのですが、今の私たちの整理を助けるためにその情報を得たいということで、それ自体が議題というよりは、現場で起きている現象だとか状況を私たちが確認して次の議論に生かすといった位置づけだと思います。そういう意味では、公開の審議会の延長ではなくて、ヒアリングそのものを公開にするか非公開かという問題があります。公開しなくてもいいのではないかと私は思っているのですが、そこについてご意見はありますか。 職員の方は、それこそいろいろな部局の方たちがいらっしゃるの、何を聞かれるかと結構構えていらっしゃるかもしれないので、取りあえず非公開ということですからお願いしますという形のほうが、率直なところをお聞きできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。 審議会そのものではないので、非公開でやるということではよろしいでしょうか。
岩田委員	賛成します。
村松会長	よろしいですか。ありがとうございます。では、この件についてはそういう形でします。特に決を取りませんけど、よろしいですか。ありがとうございます。うなずいてくださっている方が多いかなと思います。 ありがとうございました。大分時間が押しているかな。今のこのイメージに、みんなまだまだブラッシュアップが必要なところだろうと思います。ジェンダー平等についても少しこれから詰めていくという話。今日はジェンダー主流化の話について確認しませんでした、今日定義が、またこの前の整理が出ていると思いますので御覧いただいて、またご意見があったら頂きたいと思います。それぞれ課題、方策のところの答申に向けた方向性までは具体的には行けませんでしたけれども、議論の中にある程度見えてきているのではないかなと思います。 今回が第4回で、第5回にある程度今までの議論をまとめていくという方向で考えていきたいと、次の準備をしたいと思っていますが、そういうことでよろしいでしょうか。いつも時間切れで十分議論していないと。課題が残っているのではないかという気はしていますけど。 赤池さん、どうぞ。
赤池委員	質問したいのですが、この未来像、課題、方策についてはまた次回以降改めて審議するという認識でよろしいでしょうか。というのも、ヒアリングの中に関係するようなことを私は記載しておりますので、その辺りをどう整理するのかな、というのが。
村松会長	ヒアリングに向けて、その前に議論しておきたいという感じですか。

赤池委員	ヒアリングに向けてその前に議論しなくてもいいのですが、どういう扱いになるのかなと思ひまして。
区民生活部男女共同参画担当課長	その点、事務局からご返事させていただきます。 どのような形でやるかということについて今、立てつけを進めておりますが、まずもって委員の方がお尋ねになりたいことを私どもが会議録や今まで頂いた様々な資料から、皆様がそれぞれのどのようなことを知りたいかをまずは汲み取って、どういう形でそれを区の情報として引き出すかは、私たちの翻訳が必要だと思っておりますので、こういう質問でいかがですかという、事務局からも高橋が申し上げましたように、頂いた資料の中のやり取りでお1人お1人にお尋ねさせていただくつもりでございますが、ただこれからの部分になりますので。できるだけこれまで皆さんがご発言いただいたり、ご意見いただいた内容を反映させていきたいとは考えております。
赤池委員	ありがとうございます。 私が提出したものとして、区は結構いい調査をやっているらしいのです。子育て支援に関するとか、家庭の実態調査、生活困難に関するとか、ひとり親の調査とか、それぞれの部署でやっているらしい。これをジェンダー視点で見るといろいろなものが見えてきたというのが、私が提出したものなのですけども、ぜひ取り入れていただきたいと思うのと、あとその時期がいつかという問題もありますよね。
区民生活部男女共同参画担当課長	週明けにもメールでお知らせします。
赤池委員	分かりました。では、それは5月中なのか。
区民生活部男女共同参画担当課長	5月中旬です。
赤池委員	分かりました。ありがとうございます。
村松先生	大本の、誰が何を聞くのかみたいなのところを決め切っていないまま今のところ来ているのですが、詳細についてはまだもう少しこれから事務局とも相談して、整理して、こういう形でやりたいという形で出していくと思います。大体の、どの週でやるくらいのことまでしか決まっていなみたいなのですが、決まっているところまでご説明いただけますか。ということこちらの、聞き手がどういうことになるのかという辺りをどう考えていらっしゃるのか。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	すみません、事務局の高橋でございます。 先ほど申し上げたとおりまだ決まっているところはなくて、これから内部と日程調整していただくところです。あと、こちらの職員をどこの所管にするかということもご意見を伺いながら、これまでのご意見を踏まえて決定していく中で、皆様にご出席できるように調整していくというところでございます。今の段階でこの時期のこの日ですということは申し上げられないところでございます。申し訳ございません。
村松会長	5月中旬だそうなので、それまでにかなり議論を事務局と整理しないといけないし、それからいつの日程にするのか。1日でやりたいのでしょう。
区民生活部男女共同参画担当課長	それも、やはりかなりの方の日程を調整しますので、全員が全員出られるものではないのかなということもありますので、どうするとベストなのかも含めまして、週明けくらいからどんどんご相談させていただきたいと思っております。1回にまとめたとは思っておりますが、その辺りも含めて現実的に調整したらどうなるのかということでご相談させていただきたいと思っております。
村松会長	では事務局から皆さんに問い合わせがいろいろ行くのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。区としてはかなり新しい試みらしいので、大変苦労されているらしいと思ひますので、そここのところをお酌み取りいただい

	て、私たちとしても有効に生かしていきたいと思っております。 ヒアリングについて、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。では、職員ヒアリングは非公開で実施するという事で決まりということで、中身についていつ誰が立ち会えるのかという辺りについても、そしてやはりやる前に役割分担をかなり決めておかないと難しいですね。全員が出るわけにはいかないと思いますが、数人が出るにしても誰が何を聞くのかという辺りをかなり作り込んでいただかないといけないのではないのかなと思っております。それは事務局にお願いすることにして、今日の議論はこれでいいですか。 ジェンダー平等の定義があって、それから最後に条例の必要性についても強くプッシュしてくださる方があって、図にも入っていましたが、図5でしたか。あれにも入っていましたが、これはジェンダー平等に関する条例を作るという方向に、今まで合意しているわけではないのですけれども、その方向でよろしいでしょうか。
岩田委員	はい。
村松会長	この答申にそのことを盛り込んでいく、それから条例にこういうことを書き込んでいくかということとをどのくらいこの中で議論しなければいけないのかというのは、それがジェンダー平等とはという話にもつながってくるのだらうと。この定義が1つ1つ平等条例に書き込まれると思うので、そのことを考えなければいけないので、まだまだ課題があるなという感じはしております。 でも大体その方向の議論が固まったということで、まださっきの図5のところもブラッシュアップが終わって、本当は次回ここをこのように更新するということを確認するようと言われていたのですが、まだできていないかなという気がしますが、とにかくヒアリングを挟んで第5回で、その後の回は答申のかなり具体的な中身に入っていきたいと思っておりますので、ある程度の中括をしたいと思っております。ということでよろしいでしょうか。 ありがとうございます。大分長引いてしまいました。議題の次第の3はここまでということでよろしいでしょうか。あとこれだけは言っておきたい、落ちているよというのがあったらおっしゃってください。 そうしましたら、次第の4で「その他」というところに、事務局からお願いしたいと思っております。
区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援担当係長	事務局の高橋でございます。 では最後に私から、事務連絡のご案内を申し上げます。1点目ですが、次回の開催日についてご案内いたします。既に皆様からお日にちを頂いているとおり、第5回審議会は5月30日金曜日、午後6時から開催させていただきます。会場ですが、これまで使用していたこの会議室ではなく、同じ6階のフロアにございます第5会議室という部屋を予定しております。地下からエレベーターに乗っていただいて6階まで上がっていただくルートは同じですので、当日エレベーターの前で改めてご案内させていただきます。 2点目は、会議録についてでございます。本日の会議録につきましては、ゴールデンウィークもありますので少し作成にお時間を頂戴いたします。5月14日頃に初稿をお送りさせていただければと思いますので、その際にはご確認のほどをお願いいたします。 3点目は委員の皆様への審議会報酬でございます。今回から皆様にお支払いする報酬額が変更され、3,000円上乗せされた金額になります。お振込金額はこれまでの金額に3,000円上乗せされたものから源泉徴収させていただいた額になりますが、振込金額の誤りではございませんのでご承知いただければと思います。 最後に傍聴人の方にお願いがございます。本日、この場限りの資料とさせていただいている資料がございますので、お帰りの際は机の上に置いたままお帰りいただければと思います。よろしく願いいたします。 私は以上となります。
村松会長	ありがとうございました。では、今日もこれまでどおり私の不手際も多々あり、完全に予定どおりには行かなかったのですが、ほぼこなしてきたかなと思ってお

	ります。そういう意味で第4回の杉並区ジェンダー平等に関する審議会は、以上をもちまして終了したいと思います。本当にありがとうございました。
--	--